

令和6年度 稲沢市地域自立支援協議会 第2回 権利擁護推進部会 議事要旨

【日 時】令和6年9月27日(金) 午後2時～午後3時45分

【場 所】稲沢市役所 第1分庁舎 2階 第3会議室

【出席者】権利擁護推進部会委員 5名 事務局 8名

【欠席者】権利擁護推進部会委員 1名

あいさつ(部会長)

1 協議事項

(1)障害者虐待事案の対応検証(事務局から報告)

1) 虐待ケースの報告

委員A) 素朴な疑問だが、ケース1のかたは配偶者が働いているのに生活保護にするのか。
事務局) 経済的虐待と認定したことや、その他の諸要因から生活保護を受給するに至った。

なお、現在は成年後見人がついている。

委員B) ケース4について、まず、罰金と受け取られる言いかたは良くない。また、時間管理も支援の一部なのでは。

ケース5について、事業所内で虐待防止委員会が行われているはずだが、どうなっているか。

事務局) 確認する。

委員C) ケース7について、虐待と認定されているが、在宅生活継続で大丈夫なのか。

事務局) 虐待者である母には、お互いリフレッシュできるよう短期入所の利用などをすすめているが、金銭面で話が進まない。

(2)障害者差別解消支援地域協議会としての取り組み(事務局より説明)

・前回会議(6月11日)について

1) 地域における理解促進等

委員B) 差別解消・合理的配慮において問題となるのは、コミュニケーション障害を持っている聴覚障害のあるかたである。手話通訳にお金がかかる。次に身体障害者、三番目が視覚障害者、最後に精神障害者と感じている。理由としては物理的な費用がかかるかかからないか。

お金をかけず、合理的配慮を障害者側から稲沢市全体に定着させていくことは考えられないかという案が所属団体内で出た。行きつく先はやはり障害者も自助努力が必要なのではないかと考えている。

事務局) 今般、施行された「改正障害者差別解消法」では、実際に建設的対話という文言もあり、双方が建設的な対話によって社会モデル的な障害をなくしていこうといった内容が重要であるという意見が運営会議等が出ている。この点は障害のあるか

たにも御理解いただく部分があると考えられる。

なお、啓発ティッシュの配布については、稲沢市障害者福祉団体連合会にもご協力
いただきたいと考えているとともに、ティッシュの作製にあたっては、市内事業所
に啓発ティッシュを作っていただく想定でいる。予算がないため、チラシに事業所
の宣伝をすることで費用を御負担いただけないか、調整していく。

委員 A) 聴覚障害のあるかたへの配慮として、手話アプリなどがあると良いのでは。

部会長) アプリはあるが、開発途上とのこと。

事務局) 手話に関しては、手話言語条例が施行され、手話言語施策推進会議も開かれている。

一般的に、ろう者のかたは字幕があれば良いと思われがちだが、比較的、文字を読
むのが苦手なかたもおり、ろう者にとって、手話は文化であり言語であるため、字
幕対応ではなく、手話をベースとしていくのが 1 つだという意見はいただいている。

ふれあい通信について、部会委員にも参加をお願いする必要があるため、その際は
御協力願いたい。

企業関係団体との意見交換会については、毎月 1 回、定例会を開催しているとのこ
とであるため、部会委員が参加できるよう、小出会長に相談したい。

2) ケーススタディについて (事務局より説明)

・事例紹介

部会長) 地域によっては無人駅もあり、介助が必要な場合は別の駅に連絡し、駅員に来ても
らわないといけないという現状がある。

D 委員) これからは乗客が、車いすのかたを見かけたら車椅子を押すなど、自然に支援がで
きる社会にしていく必要がある。

事務局) 無人駅の場合はインターホンで介助をお願いするという話があったが、聴覚障害の
かたには不便なことになるので、すべてに対応するという事は、すぐには難しい。
今回のケーススタディは、「合理的配慮の不提供」ではなく、正当な理由がないとい
うことで「不当な差別的取り扱い」と非常に厳しい判断となっている。

部会長) 考えかたは進みつつあるが、実態が伴っていないのが現状だ。

(3) 性に関する取り組み

・講座事業の検証等

A 委員) 残念なことに、今回の講座の講師を、とを考えていた当事者がお亡くなりになった。
しかしながら、生前、最悪の事態に備えて、御家族の御協力のもと、インタビュー
映像を撮影していたため、それを活用する予定。

今回、お亡くなりになった当事者の御家族が、家族として体験する中で「この支援
は絶対いるだろう」ということを話したいとおっしゃっている。聴く側としても参

考になると思う。

事務局) グループワークのテーマはあらかじめ、設定しておくというだけでいいか。(異議なし)

A 委員) 人をどうやって集めるかを相談したい。

B 委員) 関心のあるかたに来てもらうには、講師の一方通行になるより、参加者にあらかじめ、質問表を出してもらい、その質問に答える形式で講演をしていくと、参加して講演を聞こうとなるのではないか。

A 委員) 就労系事業所の場合、平日だと工賃も発生しないため、開催する時間帯も難しい。

B 委員) 事業所が行事の一環として、研修会を外部で行うつもりでやってはどうか。

A 委員) 個人レベルではやらせてあげたいが、事業所を背負ってこの講座に参加するかと言われれば難しい。

部会長) 私がこの講座のシリーズで講師をした際には、保護者も参加していた。

B 委員) 私どもの事業所では、年2回の防災訓練を行うとともに、様々なテーマで研修会を実施し、通所者に健康や安全について必要な知識を身につけてもらっている。

A 委員) 次回、就労支援事業所連絡会の日程はいつか。

事務局) 10月21日(月)。出席者はおおむね事業所のサービス管理責任者である。

A 委員) 各事業所連絡会で障がい者の性・コミュニケーション講座を宣伝してほしい。支援者の中でも、まだまだ否定的なひとが多いので、学んでもらえると良い。

2 その他

B 委員) 愛知県内でも、成年後見制度の窓口のない市町村が数カ所あり、県として支援が必要だということになっている。

障害者は長期にわたって成年後見制度を利用するため、法人組織の成年後見制度を定着させる必要があり、それを愛知県内で広めようという動きがある。

また、精神障害者の入院には任意入院、措置入院、保護入院があり、措置入院と保護入院については退院請求をする場合、愛知県の関係審査会に提出し審査する。待遇改善についても審議することになるが、愛知県においては、ほとんど認められず、形骸化した制度だと思っている。

精神科医師、弁護士、精神保健福祉士など25人の委員で構成されており、当事者の意思が通りにくい。密室性が疑われ当事者がなかなか退院できず、地域移行がすすんでいかない。

大阪府には権利擁護センターというのがある。愛知県でも今後、権利擁護センターを発足させる動きがあるときいている。